

個人情報の漏えいと不法行為の成否（ベネッセ個人情報流出事件）

【文 献 種 別】 判決／東京高等裁判所
【裁判年月日】 令和 1 年 6 月 27 日
【事 件 番 号】 平成 30 年（ネ）第 3597 号
【事 件 名】 損害賠償請求控訴事件
【裁 判 結 果】 一部変更、一部棄却
【参 照 法 令】 民法 709 条
【掲 載 誌】 裁判所ウェブサイト

LEX/DB 文献番号 25570419

事実の概要

X₁は、ベビー用品の通信販売の利用のために、Y₁（株式会社ベネッセコーポレーション）に対し、自ら及びその子X₂の氏名及び住所等の個人情報を提供し、その個人情報は、Y₁のデータベースに保存されていた。

これより前、Y₁は、別個に集積されていた顧客情報を統合してその分析に使用するシステムを構築することとして、そのシステム構築等の業務を、Y₁のいわゆるグループ会社であるY₂に委託していた。

ところが、Y₂の業務委託先の社員で、上記システムの開発等の業務に従事していたAが、平成25年7月頃から平成26年6月頃、Y₂の事務所において、業務用パソコンから、上記データベースにアクセスし、上記データベース内に保管されていた、上記個人情報を含む個人情報を抽出の上、業務用パソコンに保存し、USB ケーブルを用いてA所有のスマートフォンに転送し、その内蔵メモリに保存する等の態様により不正に取得した。そして、Aは、不正に取得した上記個人情報（延べ約2億1,939万件、約4,858万人分）の全部又は一部を、名簿業者に対して、それぞれ売却した。

これに対し、Xらが、Aが上記個人情報を外部に漏えいさせたことにより、Xらが精神的苦痛を被ったとして、Yらに対し、共同不法行為に基づき、慰謝料の支払いを求めた。

一審（東京地判平30・6・20〔公刊物未登載、LEX/DB25564019〕）では、（ア）本件漏えい当時Y₂にはMTP対応スマートフォンに対する書き出し制御措置を講ずべき注意義務があったにもかかわらずこれを怠った過失があること、（イ）Y₁に

は本件漏えい当時Y₂に対する適切な監督をすべき注意義務があったにもかかわらずこれを怠った過失があること、（ウ）Yらの不法行為は共同不法行為に当たること、（エ）上記個人情報はXらのプライバシーに係る情報として法的保護の対象となるものであり本件漏えいによってXらはそのプライバシーを侵害されたというべきであること、との判断がそれぞれ示されたが、（エ）については、「個人情報の漏えいによる精神的損害の有無及びその程度等については、流出した個人情報の内容、流出した範囲、実害の有無、個人情報を管理していた者による対応措置の内容等、本件において顕れた事情を総合的に考慮して判断すべきである」とした上で、上記個人情報が「思想信条や性的指向等の情報に比べ、一般的に『自己が欲しない他者にはみだりに開示されたくない』私的領域の情報という性格は低い情報」であること、Xらに何らかの実害が生じたことはうかがわれないこと、Y₁が、情報が漏えいしたと思われる顧客に対しお詫びの文書を送付するとともに、顧客の選択に応じて500円相当の金券を配布するなどしていたこと等の事情から、「少なくとも現時点においては、Xらに、民法上、慰謝料が発生する程の精神的苦痛があると認めることはできないといわざるを得ない」として、Xらの請求を棄却した。これに対して、Xらが控訴したのが本件である。

判決の要旨

一部認容、一部棄却。

Y₁・Y₂それぞれの過失、Y₁・Y₂の共同不法行為責任、Xの権利侵害については原審の判断を

基本的に維持したが、Xらの損害の有無及びその額については、以下のように原審とは異なる判断を示した。

1 「本件個人情報、Y₁が集積した顧客情報の一部を構成するものであるが、氏名、郵便番号、住所、電話番号及びメールアドレスは、いずれもXらの個人識別情報と連絡先であり、生年月日と性別も、日常的に契約等の際に開示することが多く、思想信条や性的指向等の情報に比べると、一般的に『自己が欲しない他者にはみだりに開示されたくない』私的領域の情報という性質を強く帯びているとはいえない情報である。」

2 「もっとも、本件個人情報は、これらを取得した者において、これらを取得された者に対する連絡が可能となるものであるから、その使用方法いかんによっては、取得された者の私生活の平穩等に何らかの影響を及ぼすおそれがある。また、本件個人情報については、本件漏えいにより500社を超える名簿業者に漏えいしたとの発表もあるところ、実際にどこまでの範囲に広がっているか確定は不能であり、回収も不可能といわざるを得ない。したがって、本件漏えいにより自己の個人情報を取得された者に対し、自己の了知しないところで個人情報が漏えいしたことに対する不快感及び生活の平穩等に対する不安感を生じさせることになるから、かかる不安感が具体的なものでなく抽象的なものであったとしても、何らかの精神的苦痛を生じさせることは避けられないことというべきである。」

さらに、XらがY₁に提供した本件個人情報について、自己の欲しない他者にみだりにこれが開示されることはないというXらの期待は保護されるべきであり、Xらは、Y₁において本件個人情報がみだりに流出することがないよう適切に管理されると信じて提供したのであるから、本件漏えいにより、このような期待が裏切られる結果となったことは明らかである。」

「したがって、……本件漏えいによりXらはそのプライバシーを侵害されたものであるところ、……Xらには、慰謝料の支払によって慰謝されるべき精神的損害が発生したと認めるのが相当である。」

3 「以上のとおり、……Xらには、慰謝料の支払によって慰謝すべき精神的損害が発生したといわざるを得ないところ、本件漏えいによりXら

に実害が発生したとは認められないこと、本件漏えいの発覚後、Y₁……において、直ちに被害の拡大防止措置が講じられていること、自己の個人情報適切に扱われるであろうとの期待の侵害に対し、Y₁において事後的に慰謝の措置が講じられていること、その他本件にあらわれた一切の事情を総合すると、Xらの精神的損害に対する慰謝料の額は2,000円と認めるのが相当である。」（なお、本件個人情報が未成年者の情報を含んでいることは、慰謝料額を左右するものではない、ともされている。）

判例の解説

一 ベネッセ個人情報流出事件をめぐる訴訟（慰謝料請求）の動向

本件個人情報の漏えいは、平成26年6月下旬にY₁がその可能性を認識して調査を開始し、平成26年7月9日にY₁によって公表された。その後、本件をはじめとして各地で顧客らによるY₁・Y₂の責任を問う訴訟が提起されている。そのような中で、本判決は、ベネッセ個人情報流出事件をめぐる一連の慰謝料請求訴訟において、ベネッセ本体（Y₁）の不法行為責任を認めた初めての判決である。以下では、まず、一連の訴訟のうち、既に判決に至っている事件を、確認できる範囲で時系列順に紹介しておこう（特に言及がない場合は、被告はY₁のみ）。

①神戸地姫路支判平27・12・2判時2351号11頁（棄却）。本件漏えい行為が、Y₁の過失行為によるものであることについて、これを基礎付けるに足りる具体的事情の主張立証がないとする。

②大阪高判平28・6・29判時2351号9頁（①の控訴審）（棄却）。本件漏えい行為により、「通常人の一般的な感覚に照らして、不快感のみならず、不安を抱くことがあるものと認められる」が、「そのような不快感や不安を抱いただけでは、これを被侵害利益として、直ちに損害賠償を求めることはできない」とし、「本件漏えいによって……迷惑行為を受けているとか、財産的な被害を被ったなど、上記の不快感や不安を超える損害を被ったことについて」の主張、立証が必要とする。

③横浜地判平29・2・16（公刊物未登載、LEX/DB25563804）（棄却）。Y₁の過失を否定。

④最判平29・10・23判時2351号7頁（②の

上告審）（破棄差戻し）。本件漏えいによるプライバシー侵害が認められるにもかかわらず、プライバシー侵害による精神的損害の有無及びその程度等について十分に審理することなく、不快感等を超える損害の発生についての主張、立証がされていないということのみから直ちに請求を棄却すべきものとした原判決を破棄し、本件漏えいについての Y_1 の過失の有無並びに原告の精神的損害の有無及びその程度等について更に審理を尽くさせるため、原审に差戻し。

⑤千葉地判平 30・6・20 判時 2399 号 46 頁（棄却）。 Y_1 の過失、使用者責任いずれも否定。

⑥東京地判平 30・12・27 判タ 1460 号 209 頁（一部認容、一部棄却）。 Y_1 ・ Y_2 それぞれの過失は否定するが、A についての Y_2 の使用者責任を肯定する。損害及びその額については、本件個人情報「自己の了知しないところでこれらの情報が流出することまでは欲しないものであるため、これらの情報が不正に漏えいした場合には、自己の了知しないところで自己の個人情報が漏えいしたことへの不快感のみならず、それによる影響に対する不安感を生じさせるので、精神的損害が生ずるといえる」とし、本件漏えい行為による不法行為によって生じた精神的損害に対する慰謝料として原告 1 人につき 3,000 円を認める。

⑦東京地判平 31・4・25（公刊物未登載）（一部認容、一部棄却）。 Y_1 ・ Y_2 それぞれの過失は否定するが、A についての Y_2 の使用者責任を肯定する。 Y らの行為の違法性については、本件漏えい行為によるプライバシー侵害を肯定し、「本件漏えい行為によって漏えいした情報は、個人識別のための情報ともいえるものの、自己が欲しない他者にはみだりに開示されたくない」と考えるのが自然な情報であり、これに対する期待は保護されるべきものであること、原告らは本件漏えい行為によって現実の財産的損害を被っているとは認められないものの、プライバシーに係る情報を開示されたことにより、開示されないことへの期待が侵害されたことによる精神的苦痛を被ったと評価でき」、「本件漏えい行為に係る行為は、社会通念上許容される限度を逸脱した違法な行為であるといえ」として、本件漏えい行為による不法行為によって生じた精神的損害に対する慰謝料として原告 1 人につき 3,000 円を認める。

⑧東京高判令元・6・27（公刊物未登載、LEX/

DB25563805）（③の控訴審）（原判決変更）。本判決と同日に出されたものであり、 Y_1 に関する判断は本判決とほぼ同じ。

⑨東京地判令元・9・6（公刊物未登載）（一部認容、一部棄却）。 Y_2 については、情報書き出し制御措置義務に違反した過失、 Y_1 については、本件漏えい行為について、少なくとも業務委託先である Y_2 に対する監督を怠った過失があったと認める（使用者責任はすべて否定）。 Y らの行為の違法性については、本件漏えい行為に係る Y らの過失行為により、原告らが、そのプライバシーを違法に侵害されたとする。損害額については、「自己の了知しないところで上記個人情報漏えいしたことによって、このような事態が生じたことに対する不快感のみならず、不特定多数の者に自己の個人情報が取得されたことの影響に対する不安感が生じるとともに、上記個人情報を提供することに当たっての Y_1 以外にみだりに開示されることがないことに対する信頼や期待が裏切られたことによる怒りや失望感が生じるなどして、精神的苦痛を被ったと認めることができる」として、本件漏えい行為による不法行為によって生じた精神的損害に対する慰謝料として原告 1 人につき 3,000 円を認める。

二 Y_1 の過失——監督義務違反

Y_1 の過失については、本件原判決が「本件漏えい当時 Y_2 に対する適切な監督をすべき注意義務があったにもかかわらずこれを怠った過失」を認定しており、本判決もこの判断をほぼ維持している。本判決と同日に言い渡された同種の事案に対する⑦、本判決以降のものである⑧においても同様の判断がなされていることから、同種の事案における今後の過失判断にも影響を与えることが予想される¹⁾。

三 Xの権利侵害——個人情報とプライバシー

氏名、住所、生年月日等の個人情報については、「本人が、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくない」と考えることは自然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきもの」であり、「プライバシーに係る情報として法的保護の対象」とする判例²⁾が登場して以降、④に代表されるように、この種の個人情報の開示・漏えいなどが問題となったその後の裁判例において

もこの立場が維持されている（ただし、②を除く）。本件原判決もこの点同様であり、本判決もそれをそのまま引用している。

四 Xの損害——「権利侵害」要件との関係

1 本件原判決は、プライバシー侵害を認めつつも、本件個人情報の秘匿性が低いこと、Xらに何らかの実害が生じていないこと、Y₁が既に金券を配布したこと等の事情を踏まえ、「慰謝料が発生する程の精神的苦痛」を否定した。個人情報の秘匿性の低さが、「損害」要件該当性判断のところで考慮されている点は目新しい。

これに対し、本判決も、やはり本件個人情報の秘匿性が低いことに言及するが、(α)「自己の知らないところで個人情報が漏えいしたことに対する不快感及び生活の平穩等に対する不安感」が生じていること、(β)「本件個人情報がみだりに流出することがないよう適切に管理されると信じて提供した」にもかかわらず、本件漏えいにより「このような期待が裏切られる結果となったこと」から、Xには「慰謝料の支払によって慰謝すべき精神的損害」が発生していると認定した（⑥も同様。⑦は、「期待」の侵害による「精神的苦痛」を認定）。「実害」や「金券」の問題については、慰謝料「額」の算定に影響を与えるかたちになっている。

2 以上を「権利侵害」要件との関係で整理すると、原判決は〈プライバシー侵害を認めるが精神的苦痛の存在を否定〉、本判決は〈プライバシー侵害を認め、それによる不快感・不安感等を精神的損害として認定〉となる。民法709条で「権利侵害」要件と「損害」要件とが区別されていることからすれば、これはありうる帰結であるが³⁾、原判決の立場については、不法行為法による権利保護の観点から批判⁴⁾もある。

氏名、住所、生年月日等の個人情報が、「本人が、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくない」と考える」点でプライバシーに該当するといえるのであれば、プライバシーに該当しない事実・情報は相当限定的なものになろう。さらに、判例では、プライバシーが法的保護に値すること自体は既に当然の前提とされているので、このとき、「権利侵害」要件は、ある事実・情報が法的保護に値するものであるかどうかというスクリーニング機能をもはや十分に果たせていないことになる⁵⁾。しかし、そうすると不法行為の成立

に歯止めがかからなくなるおそれも生じることから、「損害」要件にそのような機能を持たせることも一考に値する⁶⁾。特に、「精神的な苦痛ないし損害が本当に質的に大きいものか疑問があり得る事例」⁷⁾については、それが有効に機能する可能性もあろう。

3 最後に、本判決が精神的損害とするもののうち、特に(β)について一言付け加えておきたい。「期待」については、漏えいさせた側が個人情報を提供した側の合理的な期待に沿った行動をとったか否か、すなわち個人情報漏えいへの対策が十分になされていたかどうかという点に着目し⁸⁾、過失の問題として処理すれば足りるようにも思われる。そうすると、精神的損害は、上記の「不快感・不安感」といった不利益のみということになり、これをどのように評価するかということだけが問題として残されることになる。

●——注

- 1) 同種の事案における過失、使用者責任の成否については、石橋秀起「判批」新・判例解説 Watch（法セ増刊）25号（2019年）74～76頁の分析を参照。
- 2) 最判平15・9・12民集57巻8号973頁。
- 3) 水野謙「判批」リマックス58号（2019年）33頁。もともと、水野教授は、「秘匿性が必ずしも高くはない情報が流出した事例で……慰謝料を認めており……、慰謝料を認めないという結論は、やや極端であるという見方もできるかもしれない」とする。
- 4) 例えば、石橋・前掲注1）76頁。
- 5) これは人格的利益一般にもいえることである。被侵害利益の主観化（これについては、さしあたり木村「近時の裁判例にみる『人格権』概念の諸相」立命363＝364号（2016年）136頁以下参照）が加速すれば、権利侵害要件によるスクリーニング（ある権利・利益が法的保護に値するかどうかの判断）がより重要な意味を持つてくることになる可能性もある反面、その基準の客観性が担保されなければ、そのスクリーニング機能が疑わしいものとなり、結果的に権利侵害要件の意義が希薄化していくおそれもある。
- 6) 道垣内弘人ほか「慰謝料をめぐる問題」論ジュリ27号（2018年）135頁〔道垣内発言〕参照。
- 7) 道垣内ほか・前掲注6）135頁〔朝倉佳秀発言〕。
- 8) 水野・前掲注3）33頁は、「顧客が個人情報の管理を企業に委ねる場合、多くの顧客が望んでいることは、個人情報の適切な管理と、情報が外部に漏えいした場合の、被害の拡大の適切な防止ではないのだろうか」と指摘する。